

【様式1-③】

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について  
 〈令和3年5月分〉

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

(1)行政処分の年月日	令和3年5月25日
(2)事業者の氏名又は名称	株式会社伸之(法人番号6040001086161) 代表者 櫻川 裕之
(3)事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 千葉県成田市江弁須字下谷144 <small>(成田ジャンボタクシー営業所)</small> 千葉県成田市飯田町607-5
(4)行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(130日車)
(5)主な違反事項	旅客自動車運送事業運輸規則第21条第5項
(6)違反行為の概要	令和2年9月16日、新規許可を受けたことを端緒として監査を実施。10件の違反が認められた。(1)運賃料金変更認可違反(道路運送法(以下、運送法)第9条の3第1項)、(2)乗務時間等の基準の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、運輸規則)第21条第1項)、(3)健康状態の把握義務違反(運輸規則第21条第5項)、(4)点呼の実施等義務違反(運輸規則第24条)、(5)乗務記録の記録事項の不備(運輸規則第25条第3項)、(6)新任運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第36条第2項)、(7)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(8)初任運転者に対する告示で定める特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(9)運行管理者の講習受講義務違反(運輸規則第48条の4第1項)、(10)自動車に関する表示義務違反(運送法第95条)
(7)違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 13 点 当該事業者の累積点数(関東運輸局管内) 13 点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)